

第 28 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午前10時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員

| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |
- 欠席委員 11 番 古澤 博保
4. 議事日程

| | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
5. 事務局職員

| | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| 事務局長 | <p>おはようございます。本日は総会ということで皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。若干、今日の日程をご説明させていただきます。本日、議案は件数がございますので、時間はそうかからないかと思っております。その議案が終了後、事務局より2～3点ご連絡を申し上げまして、その後非農地化につきまして皆さん前回の総会の時に出していただきましたものを、今日あの地図上におとしましたので、それを一回ご確認いただきたいというふうに考えております。それが終わりましたので申し訳ありません。本日は農政係の方から「人農地プラン」につきましてのご説明を、県の農業普及・振興課からも来られましてご説明をさせていただきますという事で、一応農業委員会関係はだいたい11時位には終わるかと思っておりますけど、その後「人農地プラン」のご説明をさせていただきますので、だいたい終了が12時位になるかと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数19名、本日古澤委員が土地改良区の会議ということで欠席届がきております。出席委員18名、南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立をご報告致します。それでは農業委員会憲章を出席者皆様で唱和したいと思います。最適化委員さんを含みまして皆さまご起立をよろしくお願い致します。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは定刻になりましたので、第28回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は1番 島田委員、3番 宇藤委員にお願い致します。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>事務局長</p> <p>会長</p> | <p>—農業委員会憲章の唱和—</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。それでは、本農業委員会会議規則第5条の定めによりまして、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p> <p>おはようございます。今日は農業委員と最適化の合同研修会ということで、農繁期の忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。台風の方は難を逃れるような雰囲気ですが、阿蘇山の方がここ2日くらい白い煙でいいかなと思ったら、今日の朝はまたばっちり白川の方からは上がっていたように見えました。まあ自然が相手ですのでまあそれなりにがんばっていきましょう。では農業委員会の方に入ります。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>7番</p> <p>4番</p> | <p>只今から第28回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に1番 島田豊委員、3番 宇藤欣喜委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字辛川 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字横道下 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字横道下 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字三の烏竹 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字三の烏竹 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>以上5件ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1番につきまして7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりです。長年に渡りまして譲受人の方がここは小作されておりました。この度、所有権移転売買ということで話しがまとまっております。何ら問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号2番と3番について4番の渡辺が説明致します。2番と3番は地番でわかるように隣接地となっておりますが、現況としては1枚の田んぼとなっております。2番の方の方は本来は3番の方の土地ですが、というのも昔、先祖の方が交換されていて本当は登記をして頂かなければいけなかったのですが、そのまま登記がされていなかった</p> |

| | |
|--|---|
| <p>1 2 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>たために今でも 2 番の方の名義になっております。その事を相談されまして、3 番の方に登記をして欲しいということで行きましたところ、もう自分のところが農家をやっていないので、できたら売りたいという事になりまして、それをご近所にいらっしゃるこの譲受人の方に相談しましたところ、ちょうど牛の飼料などを置く所を探していたのでぜひ引き取りたいということで売買が成立致しました。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>議案第 1 号 4 番、5 番につきまして 1 2 番の興呂木が説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況は議案書のとおりでございます。だいぶ前に譲渡人が土地を購入されていましたが、そのままに放置されて、言うならば耕作放棄地まではなっていないのですが、だいぶ荒れていました。そこで譲受人の方が市内で農業されている方として、ブルーベリーを植えて、農産の加工品もされている人として、ブルーベリージャムとかを作るためにブルーベリーを植えたいということで、売買ができあがっております。なんら問題はないと思われまます。よろしくご審議お願い致します。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決します。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>3 番</p> | <p>続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下原 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■㎡ 転用目的 防火水槽 使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字松ノ木 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積■■■㎡ 転用目的 個人住宅 使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>以上 2 件、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案 2 号 1 番につきまして、3 番の宇藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでありまして、転用目的が防火水槽、地下 4 0 t でございます。場所は正教寺の通りのそばで、ちなみに私の家の隣でございます。使用貸借権利設定移転となっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>6 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>2 番につきまして、6 番安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。申請人につきましては、前回の熊本地震により自宅が被害を受け、今回リフォームするよりも娘さんの方で新築して、隣の農地に家を建てたいとのことでございます。新築後は家族全員で移り住む予定ということでございます。場所につきましては、■■■■の駐車場東側■■■■m程に位置しており、周辺地域は農家住宅が密集してございますので問題はないと思われまますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決します。</p> |
| <p>会長</p> <p>会長</p> | <p>以上で議案の審議は終了致しました。11月の総会の日程を決めたいと思います。11月10日が日曜日ですので、11月11日月曜日はいかがですか。では11月11日月曜日に決定いたします。次回の農業委員会憲章の指揮は、4番 渡辺優子委員、5番 笠野美津代委員をお願いします。何か他に委員さん方からご意見ありませんか。</p> <p>なければ以上をもって第28回の南阿蘇村農業委員会総会は終了します。</p> |

7. 閉 会 時 刻 10時16分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

1番 島田 豊

3番 宇藤 欣喜